

○ 忍野村木質ペレットストーブ設置費補助金交付要綱

平成27年3月30日

告示第23号

改正 平成30年2月27日訓令第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木質ペレットストーブの普及を促進し、間伐材等を活用した木質資源のエネルギー化を推進するとともに、低炭素社会を実現するため、木質ペレットストーブを設置する者に対し、その経費の一部を補助することについて、忍野村補助金等交付規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質ペレット 間伐材、製材端材その他の木材を粉碎した木くずを乾燥し、圧縮成型した円柱型の固形燃料をいう。
- (2) 木質ペレットストーブ 木質ペレットを燃料として使用する暖房器具又は装置をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる者は、村内に住所を有する者又は事業所を有する者のうち、木質ペレットストーブを設置する者で、次のいずれかの要件を満たしていることとする。

- (1) 自らが居住する住宅で、かつ世帯主であること。
  - (2) 事業活動を行っている事業所で、かつ事業主であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 所有者又は共同所有者すべての者の同意を得ていないとき。
  - (2) 村税等を滞納しているとき。なお、新たな補助金対象者については、前居住地等に滞納しているとき。

(補助金の額及び補助台数)

第4条 補助金の額は、木質ペレットストーブの購入費及び設置費の合計額の2分の1以内とし、20万円を限度とする。なお、当該購入費用等には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとし、当該補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 補助台数は、1住宅又は1事業所(事業所等が2以上あるときも1事業所とみなす。)につき1台限りとする。
- 3 補助台数は、予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条に規定する補助金の交付申請書の提出期日は、補助対象事業を実施しようとする日の属する年度の2月末日とする。

2 規則第5条に規定する申請書の様式は、忍野村木質ペレットストーブ設置補助金交付申請書(様式第1号)とする。

3 規則第5条第4号に規定する村長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 木質ペレットストーブの購入等に係る見積書の写し及び仕様書等
- (2) 木質ペレットストーブの設置予定箇所の写真
- (3) 木質ペレットストーブの設置予定箇所の見取図
- (4) 住民票
- (5) 住宅又は事業所の所有状況を証明できる書類(所在証明又は登記事項証明書の写し)
- (6) 住宅の所有者又は共同所有者等の同意書

(交付の決定)

第6条 規則第6条に規定する審査により適当と認められる申請が第4条に規定する補助台数を超えたときは、その超えた日に申請のあったものの中から抽選によりこれを決定する。

2 交付の決定は、郵送により通知するものとする。

3 規則第6条に規定する交付決定数が、第4条に規定する補助台数に達したときは、その日をもって申請の受付を終了する。

(変更等承認の申請)

第7条 規則第7条第1号に規定する補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る村長の承認の申請は、忍野村木質ペレットストーブ設置補助金変更承認申請書(様式第2号)により行うものとする。ただし、補助金の増額を伴う購入費用等の増額に係る変更については、これを認めないものとする。

2 前項に規定する変更で、軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとし、忍野村木質ペレットストーブ設置補助金軽微変更届出書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

- (1) 設置するストーブの機種
- (2) 購入及び設置の予定期日

3 規則第7条第2号に規定する補助事業等の廃止に係る村長の承認の申請は、忍野村木質ペレットストーブ購入補助金廃止承認申請書(様式第4号)により行うものとする。

(購入及び設置工事)

第8条 補助金の交付決定前に補助金に係る物品を購入してはならない。

2 本補助金に係る物品の購入及び設置工事は、申請した日の属する年度の3月20日までに完了しなくてはならない。

(事業完了の届出)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、忍野村木質ペレットストーブ設置実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて申請した日の属する年度の3月末日までに行わなければならない。

- (1) 木質ペレットストーブの購入等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 木質ペレットストーブの設置完了後の写真
- (3) 木質ペレットストーブの保証書

ただし、第3号については、第2号において木質ペレットストーブによる木質ペレットの燃焼を確認できる場合には、添付する必要はないものとする。

(関係書類の整備)

第10条 前条において補助事業等に係る経費の支出を明らかにした書類は、提出書類一式の写し(写しを提出している場合は原本とし)とし、申請者はこれを補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(処分の制限)

第11条 規則第15条に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の決定の取り消しの対象とする。

- (1) 補助金を受けた者で、村内での居住期間が5年未満となった者
- (2) 補助により設置した木質ペレットストーブを、5年間適切に使用していない者

(補助金等の返還)

第12条 前条により、補助金の交付が取り消された場合は、規則第16条の規定により返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

忍野村木質ペレットストーブ設置費補助金交付申請書

(宛先) 忍野村長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者の氏名  ⑨ 電話番号 — —

忍野村補助金等交付規則第5条の規定により補助金の交付を申請します。							
設 置 場 所	忍野村 番地						
設置するストーブの機種							
設置に要する経費	<table> <tr> <td>購入費</td> <td>円（税抜き）</td> </tr> <tr> <td>設置費</td> <td>円（税抜き）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円（税抜き）</td> </tr> </table>	購入費	円（税抜き）	設置費	円（税抜き）	合 計	円（税抜き）
購入費	円（税抜き）						
設置費	円（税抜き）						
合 計	円（税抜き）						
補助を受けようとする補助金の額	円						
購入及び設置の予定期日	年 月 日から 年 月 日まで						
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブの購入等に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> 購入する木質ペレットストーブの仕様書等 <input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブの設置予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブの設置予定箇所の見取図 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 住宅又は事業所の所有状況を証明できる書類 (所在証明又は登記事項証明書の写し) <input type="checkbox"/> 住宅の所有者又は共同所有者等の同意書 <input type="checkbox"/> その他 ( )						

注 該当する□にレ点を記入してください。

様式第2号（第7条関係）

忍野村木質ペレットストーブ設置補助金変更承認申請書

(宛先) 忍野村長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者の氏名（記名押印又は署名）  電話番号 — —

忍野村木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金の内容の変更承認を申請します。

設 置 場 所	変更前	忍野村 番地
	変更後	忍野村 番地
設 置 に 要 す る 経 費	変更前	円（税抜き）
	変更後	円（税抜き）
	変更理由	
補 助 を 受 け よ う と す る 補 助 金 の 額	変更前	円
	変更後	円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブの購入等に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> 購入する木質ペレットストーブの仕様書等 <input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブの設置予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブの設置予定箇所の見取図 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

注 該当する□にレ点を記入してください。

様式第3号（第7条関係）

忍野村木質ペレットストーブ設置補助金軽微変更届出書

(宛先) 忍野村長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者の氏名（記名押印又は署名）  電話番号 — —

忍野村木質ペレットストーブ設置補助金交付要綱第7条第2項の規定により補助金の内容の軽微な変更について届け出ます。

設置するストーブの機種	変更前	
	変更前	
	変更理由	
購入及び設置の予定期日	変更前	年 月 日から 年 月 日まで
	変更前	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	<input type="checkbox"/> 購入する木質ペレットストーブの仕様書等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

注 該当する□にレ点を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

忍野村木質ペレットストーブ設置補助廃止承認申請書

(宛先) 忍野村長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者の氏名（記名押印又は署名）  電話番号 — —

忍野村木質ペレットストーブ設置補助金交付要綱第7条第3項の規定により補助金の交付の廃止を申請します。

廃止の理由	
その他	

様式第5号（第9条関係）

忍野村木質ペレットストーブ設置実績報告書

(宛先) 忍野村長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者の氏名（記名押印又は署名）  電話番号 — —

忍野村補助金等交付規則第13条の規定により設置の実績を報告します。	
設置した場所	忍野村 番地
設置した日	
設置に要した経費	円（税抜き）
補助を受けようとする補助金の額	円
設置したストーブの機種	
購入業者	
設置業者	
添付書類	<input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブの購入等に係る請求書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブの設置完了後の写真 <input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブの保証書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 該当する□にレ点を記入してください。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第9条関係)